

従来制度との比較表（R7.1.30版）

※従来制度：家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金

区分		補助額 (いずれも補助対象経費の1/2)	要件	申請期間	その他	
従来制度	① FIT型	太陽光発電	1kw当たり1万円 上限4万円	▪ 2kw以上10kW未満のもの	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ①の申請のみの場合 R6.4.10~R7.3.10 ▪ ①と③又は④の申請を行う場合 R6.11.1~R7.2.3 ※ただし、①はR6.4.1以降に、 ③・④はR6.8.21以降に 着手したものに限ります。	▪ 電力受給開始日から1年以内に申請してください。
		蓄電池	1kwh当たり2万円 上限12万円	▪ 1kWh以上のもの		
新制度	② 非FIT型	太陽光発電	1kw当たり2万円 上限8万円	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2kW以上10kW未満のもの ▪ この設備で発電した電力量の30%以上を自家消費すること 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ R6.11.1~R7.2.3 ただし、R6.8.21以降に着手したものに限ります。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 全ての設備の設置経費の支払日から6か月以内に申請してください。 ※ただし、着手から完成までに1年以上を要す場合は、着手する前に事業開始の承認申請が必要です。 ※国の他の補助金等を受けていないことが条件となります。
		蓄電池	1kwh当たり3.5万円 上限21万円	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1kWh以上のもの ▪ 14.1万円/kWh未満(工事費込み・税抜き)のもの 		
新制度	③高効率給湯機器 (IHヒート・リジューズ等)		上限30万円	▪ 従来の給湯機器に対して30%以上の省CO2効果が得られるもの	R6.11.1~R7.2.3 ただし、①又は②と同時にR6.8.21以降に着手したものに限ります。	
	④コージェネレーションシステム (Iネーム等)		上限80万円	—		

(注) 1 太陽光発電及び蓄電池を同時に設置した場合、補助対象となります。

2 太陽光発電及び蓄電池は、①FIT型又は②非FIT型のいずれか片方のみ申請することができます。

3 ③高効率給湯機器、④コージェネレーションシステムは、いずれか片方のみ申請することができます。

4 ③高効率給湯機器又は④コージェネレーションシステムは、①FIT型又は②非FIT型と同時に設置した場合、補助対象となります。

5 ③高効率給湯機器又は④コージェネレーションシステムの申請は、①FIT型又は②非FIT型と合わせて行ってください。

6 着手とは、補助対象設備の設置に係る契約又は設置のうち、いずれか早い方をいいます。